

27外部監査公表第2号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、平成27年7月29日に福岡市長から包括外部監査人による監査の結果に基づく措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成27年9月17日

| | |
|---------|------|
| 福岡市監査委員 | 川上晋平 |
| 同 | 大石修二 |
| 同 | 齋田雅夫 |
| 同 | 伯川志郎 |

1 監査報告と措置の件数

19外部監査公表第2号（平成19年3月29日付 福岡市公報第5439号（別冊6） 公表）分
 （福岡市教育委員会所管部署の財務に関する事務の執行及び関連業務を行う財団法人福岡市学校給食公社，財団法人福岡市教育振興会，財団法人福岡市施設整備公社，財団法人福岡市文化芸術振興財団の出納その他の事務の執行について）
 ・ ・ ・ ・ ・ 2件

24外部監査公表第1号（平成24年5月17日付 福岡市公報第5923号 公表）分
 （福岡市における補助金の執行状況について）
 ・ ・ ・ ・ ・ 3件

25外部監査公表第1号（平成25年4月25日付 福岡市公報第6013号 公表）分
 （福岡市（外郭団体を含む）の貸付金制度及び債権の管理に係る事務の執行について）
 ・ ・ ・ ・ ・ 9件

26外部監査公表第1号（平成26年4月28日付 福岡市公報第6107号 公表）分
 （指定管理者制度に関する事務の執行及び対象施設の管理運営について）
 ・ ・ ・ ・ ・ 32件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

19外部監査公表第2号（平成19年3月29日付 福岡市公報第5439号（別冊6） 公表）分

5 福岡市教育振興会

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|---|---|
| 5.1.4 1) 採択基準の開示について （意見1） 教育振興会の奨学生採択基準は明確に開示されていないが、奨学金制度の透明性及び公平性の観点から、奨学生採択基準を外部に公表し、当該基準に沿った採 | 奨学生採択基準の開示については、平成25年10月より実施している。 また、現行の基準は日本学生支援機構の基準に準拠しているが、県においても在学募集時にはこれと概ね同等の基準で採択しており、妥当な基準であるため、現行ど |

| | |
|---|--|
| <p>択を実施すべきである。</p> <p>なお、福岡市の厳しい財政状態を考えると、毎年の申し込み及び延滞の増加に鑑みて、基準を満たした全ての申し込みを受け入れることが今後も可能かどうかは予断を許さないといえる。採択基準の再検討と「予算の範囲内での実行」を基準に加えることも検討すべきと考える。</p> | <p>なお、「予算の範囲内での実行」については、平成22年度奨学生の募集から、募集要項に明記している。</p> |
| <p>5.1.4 3) 教育振興会における会計処理及び財政状況の開示について (意見3)</p> <p>①教育振興会の決算書における貸倒引当金の設定について</p> <p>貸倒引当金は公益法人会計基準においても計上が要求されており、教育振興会の財務内容を適切に開示し、実態を正しく把握するためにも、貸倒処理及び貸倒引当金の計上が必要である。</p> <p>貸倒引当金の計上を行うためには、各貸出先の状況把握が不可欠となるが、各貸出先の状況は個人別の台帳により把握しているものの、適時に集計を行える体制にはなっていない。</p> <p>貸倒処理及び貸倒引当金の計上基準を作成の上、延滞債権について各貸出先の状況を判断し個別的に貸倒引当金を計上するとともに、貸倒実績率を算出し一般債権に対しても貸倒引当金を計上する必要がある。</p> | <p>平成25年度決算より、延滞債権を破産更生債権と貸倒懸念債権に分類し、それぞれの状況に応じた貸倒引当金を計上した。また、一般債権についても、延滞債権の発生状況及び返還免除の実績に基づき、貸倒引当金を計上した。</p> <p>貸倒処理については、奨学規程を改正し、平成26年度決算から実施している。</p> |

24外部監査公表第1号（平成24年5月17日付 福岡市公報第5923号 公表）分
第3部 各論（個別補助金の監査）
第2章 市民局の補助金
第5節 総務部区政課

| 監 査 の 結 果 | 措 置 の 状 況 |
|---|---|
| <p>1 地域振興補助金（体育振興分野の補助金） (意見32) 体育振興会等の連絡会組織への移行に</p> | <p>体育振興会等の連絡会組織への移行に伴う補助金交付方法の見直しについては、体育振興会等からの交付を、平成26年度末までに5区が廃止し、残り2区についても、</p> |

| | |
|---|------------------------------|
| については、補助金の存在を広報し、新規の申請を実際にも可能とする運用を行うべきである。 | 区がHPで公募したうえで区から直接交付する方法に改めた。 |
|---|------------------------------|

第3章 こども未来局の補助金

第1節 保育所指導課（運営支援課）

| 監 査 の 結 果 | 措 置 の 状 況 |
|---|---|
| 1 福岡市保育協会補助金（一般） （意見42） 保育協会の人件費、事務費への補助は減額または廃止を検討すべきである。 | 保育協会への人件費、事務費への補助については、平成27年度より事務職員1名を減し、人件費の削減を行った。 |
| 1 福岡市保育協会補助金（一般） 2 保育所職員同和研修補助金 （意見44） 福岡市保育協会補助金（一般）、保育所職員同和研修補助金については、算定方法や補助率を定める等、交付基準のあり方を見直すべきである。 | 福岡市保育協会補助金（一般）、保育所職員人権研修補助金については、平成27年度より交付要綱を改正し、算定方法や補助率を明確にした。 |

25外部監査公表第1号（平成25年4月25日付 福岡市公報第6013号 公表）分

第5章 保健福祉局の貸付金

| 監 査 の 結 果 | 措 置 の 状 況 |
|--|---|
| 7 生活保護世帯等一時貸付金 （指摘15） 本市は、生活保護世帯等一時貸付制度について、福岡市社会福祉協議会とも協議しながら、本件貸付事業の主体（福岡市社会福祉協議会への貸付制度としておくことが適切かであることを含め）、制度設計等、本貸付制度のあり方を早急に検討し整理すべきである。 （保護課） | 生活保護世帯等一時貸付事業は、生活保護制度を円滑に運営するためには必要な事業であり、本市が事業主体となるべき事業であると整理し、平成27年4月1日から新たに福岡市社会福祉協議会へ公金としての支出事務と収納事務を業務委託することとした。 |

第6章 経済観光文化局の貸付金

| 監 査 の 結 果 | 措 置 の 状 況 |
|--|---|
| 2 九州労働金庫貸付金 （意見36） 本貸付金は必要性に乏しいので廃止を検討すべきである。 （就労支援課） | 平成28年度からの貸付金廃止に向けて、平成27年度内に関係機関と協議を行っていく。 |

第7章 農林水産局の貸付金

| 監 査 の 結 果 | 措 置 の 状 況 |
|-----------|-----------|
|-----------|-----------|

| | |
|--|--|
| <p>(意見43)</p> <p>単年度預託を前提にするとしても、預託の終了時期を決めて行うべきであり、預託の終了時期を含めて、預託制度の内容が具体的に分かるような要綱等に改正すべきである。</p> <p>(農業政策課)</p> | <p>福岡市農林業金融資金制度要綱については、平成27年4月1日施行で改正を行い、預託期間の終了時期及び融資期間内での再預託について明記した。</p> |
| <p>4 福岡市水産業金融資金</p> <p>(意見50)</p> <p>本融資制度において、本市から他の支援を受けている福岡市漁業協同組合を融資対象者として想定していることについては、公益上の必要性・合理性の観点から疑問があると言わざるを得ない。漁業協同組合に対して本制度を利用して融資がなされた事例はなく、想定もしていないとのことであれば、要綱及び細則を改めてその旨を明確にすべきである。</p> <p>(水産振興課)</p> | <p>福岡市水産業金融資金要綱（福岡市沿岸漁業振興金融資金制度要綱・福岡市水産加工業振興金融資金制度要綱）については、平成26年4月1日施行で改正を行い、融資対象者から福岡市漁業協同組合を除外した。</p> |
| <p>(意見51)</p> <p>沿岸漁業振興に関する「福岡市沿岸漁業振興金融資金制度要綱」と「福岡市沿岸漁業振興金融資金運用細則」との間に、相互に齟齬とも見られる部分が存する。「貸付限度」や「償還方法」など、本融資制度内容そのものに関するものについては、細則や運用で要綱を事実上修正すべきものではなく、要綱で明確に定めるべきである。本貸付金において、要綱と細則を分ける必要は感じないが、もし分けるのであれば、誤解の余地などがないよう、相互の定めを整理すべきである。</p> <p>(水産振興課)</p> | <p>福岡市水産業金融資金要綱（福岡市沿岸漁業振興金融資金制度要綱）については、平成26年4月1日施行で改正を行い、運用方法等を明確に定めるとともに、細則は廃止した。</p> |
| <p>(意見52)</p> <p>水産加工業振興における独立開業資金において、要綱上、既に市内に事務所を有し、かつ、6か月以上事業を継続することを要件とするのは明らかに不合理である。また、「同一企業で引き続き7年以上勤務していること」を支援のための要綱において絶対条件としているのも、不</p> | <p>福岡市水産業金融資金要綱（福岡市水産加工業等振興金融資金制度要綱）については、平成26年4月1日施行で改正を行い、独立開業資金の対象者は、市内に住所を有し、市内で独立開業しようとする者で、水産加工業・魚介類の販売業を営む同一企業に引き続き3年以上又は同一業種に通算して5年以上勤務しているもの（退職して1年以内</p> |

| | |
|--|---|
| <p>合理であると思われる。これらの要綱上の要件については改められるべきである。</p> <p>(水産振興課)</p> | <p>のものを含む) と改めた。</p> |
| <p>(意見55)</p> <p>単年度預託を前提にするとしても、預託の終了時期を決めて行うべきであり、預託の終了時期を含めて、預託制度の内容が具体的に分かるような要綱等に改正すべきである。</p> <p>(水産振興課)</p> | <p>福岡市水産業金融資金要綱（福岡市沿岸漁業振興金融資金制度要綱・福岡市水産加工業振興金融資金制度要綱）については、平成26年4月1日施行で改正を行い、預託期間の終了時期及び融資期間内での再預託について明記した。</p> |
| <p>(指摘23)</p> <p>契約（覚書）については、実際の取扱いに即した内容にすべきであるし、本市にとって不利益な解釈が行われることがないように注意して条項を定める必要がある。</p> <p>(漁港課)</p> | <p>契約（覚書）については、新たな貸し付け案件が出た際に、相手方金融機関と調整を図り、本市にとって不利益な解釈が行われないように内容を精査した上で、取り交わすこととする。</p> |

第12章 教育委員会の貸付金

| 監 査 の 結 果 | 措 置 の 状 況 |
|---|--|
| <p>(指摘34)</p> <p>奨学生採用基準たる収入基準として、現在の日本学生支援機構の基準を使うことには、その妥当性に疑問がある。経済的援助を真に必要とする子どもたちに対する奨学金制度を安定して継続するためにも、市の状況に応じた採用基準を検討すべきである。</p> <p>また、奨学生採用基準の開示については、過去の監査の求めにもかかわらず、特に理由もないまま放置されている。そこで、採用基準の見直しを踏まえた上で、速やかに開示がなされるべきである。</p> <p>(学事課)</p> | <p>奨学生採用基準については、日本学生支援機構の基準に準拠しているが、県においても在学募集時にはこれと概ね同等の基準で採択しており、妥当な基準であるため、現行どおりとする。</p> <p>また、採用基準の開示については、平成25年10月より実施している。</p> |

26外部監査公表第1号（平成26年4月28日付 福岡市公報第6107号 公表）分

第3部 各論

第2章 こども未来局所管の施設

| 監 査 の 結 果 | 措 置 の 状 況 |
|---------------------------------------|-----------------------------|
| <p>(指摘4)</p> <p>条例上の利用対象者でない者が本施設</p> | <p>平成27年3月19日に条例改正を行った。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>を利用しているようであるので、速やかに条例の改正を検討する必要がある (青少年健全育成課)</p> | |
| <p>3 福岡市立めばえ学園 4 福岡市立あゆみ学園 5 福岡市立西部療育センター 6 福岡市立東部療育センター (意見35)</p> <p>現在、4施設すべてが一つの協定書で処理されているが、各施設は根拠条例・取り扱う業務等も異なり、それぞれの施設又は条例上の種類ごとに協定を締結するのが相当である。 (こども発達支援課)</p> | <p>基本協定書 (H27.4.1～H32.3.31)、実施協定書 (H27.4.1～28.3.31) について、それぞれの施設ごとに締結した。</p> |
| <p>(意見38)</p> <p>事業報告書に指定管理業務の一部についてしか記載されておらず、指定管理業務が協定書通りに実施されているのか報告書からは確認することができない内容となっている。報告書作成も指定管理者の業務の一部であることから、不足ない報告書を提出させる必要がある。 (保育課)</p> | <p>平成27年度実施協定において、事業報告書を変更し、これまでの行事の実施状況、修繕・点検等の施設に関する報告に加え、日々の保育内容等を報告するための書式を追加した。 (運営支援課)</p> |

第3章 保健福祉局所管の施設

| 監 査 の 結 果 | 措 置 の 状 況 |
|---|--|
| <p>1 福岡市立急患診療所 (意見39)</p> <p>本施設について指定管理を行うことの必要性はほとんど見出しがたいように思われる。本施設の現状、特性を踏まえると業務委託によることが検討されるべきように考える。 (地域医療課)</p> | <p>市民の利用に供するための公の施設の管理は、地方公共団体が自ら行うか、指定管理者に行わせるかのいずれかである。市が急患診療所に職員を配置して自ら管理するよりも、指定管理者に行わせることの方が合理的であると考えます。</p> <p>また、保健福祉センター内に設置する5か所の急患診療所についても、急患診療センターと一括して運営することで経費の節減や事務の効率化が図られており、引き続き指定管理者による管理を行っていく。</p> |
| <p>(意見40)</p> <p>公の施設たる本施設の管理・運営の点と、その他の救急医療体制確保のための連携・協働の点については、分けて整理する方が適切であるものと考えます。</p> | <p>救急医療体制確保のため、医師会と連携・協働して実施していくべき事業については、平成27年4月1日より指定管理から切り離し、業務委託に切り替えることとした。</p> |

| | |
|--|--|
| | (地域医療課) |
| (意見44) 本件指定管理料の積算においては、市民向けの救急医療知識の普及・啓発に関する業務、二次病院確保のための関係医療機関との連絡調整等についての費用、また、業務運営経費中において「急患担当者会議、急患診療実務者懇談会、市民公開講座」、「専門医会、大学医局等研究研修費」等の費用が計上されているが、これらについて、本指定管理料の算定における積算費目に含めることには疑問がある。 (地域医療課) | 市民向けの救急医療知識の普及・啓発や、二次病床確保のための関係医療機関との連絡調整等、公の施設の管理・運営とは言い難いものについては、平成27年4月1日より指定管理から切り離し、業務委託に切り替えることとした。 |
| (意見45) 医療事故に関して指定管理者の軽過失による場合の指定管理者を免責するとの条項には、特段の必要性を認めがたく、相当でない。 (地域医療課) | 医療事故に関する指定管理者の軽過失による場合の取扱いについて、協定書の条項から削除した。 |
| (意見46) 「業務災害」に関して、指定管理者に代わって市が責任を負担すると解釈される条項は、削除すべきである。 (地域医療課) | 「業務災害」に関する条項について、協定書から削除した。 |
| (意見48) 本施設について指定管理を行うことの必要性はほとんど見出しがたいように思われる。本施設の現状、特性を踏まえると業務委託によることが検討されるべきように考える。 (地域医療課) | 歯科急患診療所は県歯科医師会館内県口腔保健センターを借り受けており、施設の管理業務を行っていないことから、平成27年4月1日より歯科急患診療事業を業務委託とした。 |
| (意見49) 指定管理者の選定にあたっては公募によることが原則である。本施設についても、公募によることを検討すべきであり、もし、それが難しいというのであれば、本施設のあり方そのものから慎重に検討すべきものと考え。 (地域医療課) | 歯科急患診療所の運営については、歯科医師、歯科衛生士等の医療従事者を安定的に供給し、二次病院との密接な連携等を確保できる者でなくてはならないため、非公募により歯科医師会を選定していたものである。 なお、平成27年4月1日より指定管理から業務委託に切り替えている。 |
| (意見52) | 歯科急患診療所については、平成27年4 |

| | |
|--|---|
| <p>「業務災害」に関して、指定管理者に代わって市が責任を負担すると解釈される条項は、削除すべきである。</p> <p>(地域医療課)</p> | <p>月1日より指定管理から業務委託に切り替えることとした。</p> |
| <p>(意見56)</p> <p>「業務災害」に関して、指定管理者に代わって市が責任を負担すると解釈される条項は、削除すべきである。</p> <p>(地域医療課)</p> | <p>「業務災害」に関する条項について、協定書から削除した。</p> |
| <p>(指摘14)</p> <p>市から目的内使用許可を受けた指定管理者が喫茶室の運営に関して全面的に受託者に委託し、収支に関して受託者の計算で行われる実態がある一方で、市が指定管理者に対して使用料を全額減免して、指定管理者が光熱水費の実費分の他に月額5万円を取得して自らの収入として保持せしめているが、その実質的な理由は理解しがたい。</p> <p>かかる現状の取扱いについては改められるべきであると考えます。</p> <p>(高齢社会政策課)</p> | <p>喫茶室の運営については、施設の設置目的を効果的に達成するために実施を求めている業務であるため、指定管理者の自主事業から、指定管理業務へと位置付けを変更した。</p> <p>運営費については、指定管理料には積算せず、喫茶室の収益で行うこととし、また、生じた利益については指定管理者の収入とすることで、インセンティブを図り、喫茶室の効率的運営、サービスの向上を図った。</p> |
| <p>(指摘16)</p> <p>行政財産目的外使用許可により、市が主体となって自動販売機業者との間で契約（使用許可）関係を結んでいるにもかかわらず、指定管理者が自動販売機業者から手数料を収受していることについては、根拠を欠くものと考えます。</p> <p>仮に、市・自動販売機業者・指定管理者間で、手数料の帰属について特段の定めをし、手数料について、指定管理料の一部とし、または、実費として光熱水費の精算に充てる形とするとしても、事実上の運用により処理すべき事項ではなく、基本協定書及び募集要項・仕様書において規定すべきである。</p> <p>(高齢社会政策課)</p> | <p>平成27年度より、自動販売機の設置を指定管理者の自主事業と定め、行政財産目的外使用許可は、市と指定管理者が契約（使用許可）関係を結ぶよう整理した。すでに基本協定書において、自主事業の取扱いについて記載済みであることから、基本協定書の変更は必要ない。募集要項・仕様書については次回公募時より変更する。</p> |
| <p>(意見66)</p> <p>教材費・原材料費等の取扱いについて、基本協定書、仕様書等においてより</p> | <p>平成27年度より、指定管理者は市から事前に承認を得れば利用者負担金を徴収できる旨、基本協定書の一部を変更した。ま</p> |

| | |
|--|--|
| <p>具体的に言及するとともに、指定管理者の収入として計上するか、別立てで整理するかを統一しつつ、事業報告書の中で報告させることが望ましい。</p> <p>(高齢社会政策課)</p> | <p>た、利用者負担金を事業報告書において報告するよう様式を変更した。</p> |
| <p>(意見67)</p> <p>指定管理業務と自主事業にかかる業務との区分と整理が十分でないと思われる。担当課が挙げる「自主事業」の多くは、本来業務である「高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーション等の実施に関する事業」、「センターの目的達成に必要な事業」の一つと整理すべきものとする。</p> <p>(高齢社会政策課)</p> | <p>平成27年1月行政マネジメント課改訂ガイドラインに基づき、指定管理者と協議を行い、平成27年度より「市企画事業」「指定管理者企画事業」「自主事業」を整理した。</p> |
| <p>(指摘17)</p> <p>少なくとも、市としては、自主事業(本施設において指定管理者が実施する指定管理業務以外の事業)による指定管理者の収入と、これがある場合の金額については、その内容と収支状況とともに把握しなければならない</p> <p>(高齢社会政策課)</p> | <p>平成27年度より、自主事業の事業計画書、収支予算書、事業報告書、収支決算書を提出することにした。</p> |
| <p>9 福岡市立心身障がい福祉センター(あいあいセンター)</p> <p>(意見68)</p> <p>現在、非公募分各施設すべてが一つの協定書で処理されているが、各施設は根拠条例・取り扱う業務等も異なり、それぞれの施設又は条例上の種類ごとに協定を締結するのが相当である。</p> <p>(障がい者施設支援課)</p> | <p>平成27年度に締結した基本協定書、実施協定書から、施設ごとに協定を締結した。</p> |
| <p>(意見69)</p> <p>今後、募集要項等を作成した際には、選定委員会において募集要項等についても審議対象とすべきであり、また、非公募であっても、審査基準について選定委員会で検討がなされるべきである。</p> <p>(障がい者施設支援課)</p> | <p>平成26年度に実施した非公募施設の指定管理者の選定の際、仕様書を作成し、当該仕様書についても選定委員会の審議対象とし、審査基準についても選定委員会で検討した。</p> |
| <p>11 福岡市立南障がい者フレンドホーム 12 福岡市立早良障がい者フレンドホー</p> | <p>文化教室の材料購入費は、文化教室の受講者から講師に直接支払っているため、指</p> |

| | |
|--|---|
| <p>ム</p> <p>13 福岡市立西障がい者フレンドホーム (意見72)</p> <p>教材費等の取り扱いについて、基本協定書、仕様書等において、より具体的に言及するとともに、指定管理者の収入として計上するか、別立てで整理するかを統一しつつ、事業報告書の中で報告させることが望ましい。</p> <p>(障がい者施設支援課)</p> | <p>定管理者が直接出納していない。しかし、今後はこれらの費用についても把握するために、募集要項に例示し、事業計画書、事業報告書の中に記載するとともに、事業実施前に市から承認を得ることにより、指定管理者の収入として計上できることとして基本協定書に記載した。</p> |
| <p>17 福岡市立東障がい者フレンドホーム 18 福岡市立博多障がい者フレンドホーム 19 福岡市立城南障がい者フレンドホーム (意見73)</p> <p>教材費等の取り扱いについて、基本協定書、仕様書等において、より具体的に言及するとともに、指定管理者の収入として計上するか、別立てで整理するかを統一しつつ、事業報告書の中で報告させることが望ましい。</p> <p>(障がい者施設支援課)</p> | <p>文化教室の材料購入費は、文化教室の受講者から講師に直接支払っているため、指定管理者が直接出納していない。しかし、今後はこれらの費用についても把握するために、募集要項に例示し、事業計画書、事業報告書の中に記載するとともに、事業実施前に市から承認を得ることにより、指定管理者の収入として計上できることとして基本協定書に記載した。</p> |
| <p>20 福岡市立点字図書館 (意見76)</p> <p>指定管理者が収集した点字図書等については、福岡市に所有権があることを明確に記載すべきである。</p> <p>(障がい者施設支援課)</p> | <p>平成27年度に基本協定書の変更を行い、指定管理者が収集した点字図書等については、市の所有であることを記載した。</p> |

第5章 経済観光文化局所管の施設

| 監 査 の 結 果 | 措 置 の 状 況 |
|---|---|
| <p>3 福岡市コンベンション施設（福岡国際会議場，マリンメッセ福岡） (意見85)</p> <p>福岡市コンベンション施設指定管理者審査委員会に関する要綱の指定管理者審査委員会の委員長に市職員が就任する旨の定めは削除すべきである。</p> <p>(M I C E 推進課)</p> | <p>審査委員会に関する要綱を改正し、委員長に市職員が就任する旨の定めは削除した。</p> |
| <p>(意見89)</p> <p>事務局による書類審査で選定対象とな</p> | <p>指定管理者の手続きに関するガイドラインに基づき募集要項の内容を検討し、次回</p> |

| | |
|--|--|
| <p>る団体を絞るかのような公募要項の記載は訂正すべきであり，選定対象の選別は選定委員会に任せるべきである。</p> <p>(観光振興課)</p> | <p>の指定管理者募集から改める。</p> |
| <p>(意見90)</p> <p>指定管理業務と自主事業にかかる業務との区分と整理が十分でないと思われる。経費負担・利益の帰属を基準に区分するのであれば，その区分が明確になるように協定書又は仕様書を作成し，また，報告書を作成させる必要がある。</p> <p>(観光振興課)</p> | <p>指定管理者の手続きに関するガイドラインに基づき指定管理業務と自主事業の区分を明確にできるよう整理を行うこととした。</p> |

第6章 農林水産局所管の施設

| 監 査 の 結 果 | 措 置 の 状 況 |
|---|--|
| <p>1 福岡市油山市民の森</p> <p>(意見101)</p> <p>修繕費・備品代は年度末に精算するよう，取り扱いを改めるべきである。</p> <p>(農業政策課)</p> | <p>修繕費については，平成26年度より年度末に精算することとした。</p> <p>備品代については，平成27年度に実施する次期指定管理者選定時の募集要項（7月頃策定予定）にて，年度末精算の実施に係る項目について掲載することとしている。</p> |
| <p>(意見104)</p> <p>修繕費・備品代は年度末に精算するよう，取り扱いを改めるべきである。</p> <p>(農業政策課)</p> | <p>修繕費については，平成26年度より年度末に精算することとした。</p> <p>備品代については，平成27年度に実施する次期指定管理者選定時の募集要項（7月頃策定予定）にて，年度末精算の実施に係る項目について掲載することとしている。</p> |
| <p>(意見108)</p> <p>修繕費・備品代は年度末に精算するよう，取り扱いを改めるべきである。</p> <p>(農業政策課)</p> | <p>修繕費については，平成26年度より年度末に精算することとした。</p> <p>備品代については，平成27年度に実施する次期指定管理者選定時の募集要項（7月頃策定予定）にて，年度末精算の実施に係る項目について掲載することとしている。</p> |
| <p>(意見112)</p> <p>修繕費・備品代は年度末に精算するよう，取り扱いを改めるべきである。</p> <p>(農業政策課)</p> | <p>修繕費については，平成26年度より年度末に精算することとした。</p> <p>備品代については，平成27年度に実施する次期指定管理者選定時の募集要項（7月頃策定予定）にて，年度末精算の実施に係る項目について掲載することとしている。</p> |

第7章 住宅都市局所管の施設

| 監 査 の 結 果 | 措 置 の 状 況 |
|--------------------------|--------------------------|
| <p>1 住宅都市局の公園に共通する事項</p> | <p>選定委員会の議事録における議事ごと</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(意見120)</p> <p>選定委員会の議事録には、議事ごとに公開されたか否か、及び非公開の場合はその理由を記載すべきである。</p> <p>(みどり管理課, みどり推進課)</p> | <p>の公開の有無、非公開の場合の理由の記載については、平成26年度に実施した選定委員会の議事録から対応済みである。</p> |
| <p>15 かなたけの里公園 (意見141)</p> <p>本施設の選定委員会の議事がすべて非公開で行われていることは適切ではなく、原則公開すべきである。非公開とする議事については、議事録で非公開の理由を明らかにすべきである。</p> <p>(みどり推進課)</p> | <p>選定委員会の議事録における議事ごとの公開の有無、非公開の場合の理由の記載については、平成26年度に実施した選定委員会の議事録から対応済みである。</p> |

第9章 港湾局所管の施設

| 監 査 の 結 果 | 措 置 の 状 況 |
|--|--|
| <p>4 博多港港湾施設 (意見153)</p> <p>本施設の指定業務内容からすれば、特に指定管理制度をとるべき必要性があるとは思われない。現在の精算の仕方などは指定管理制度にそぐわないし、むしろ本施設については業務委託とすることによって、対象施設や対象区域毎に費用等を把握し、場合によっては、一部施設について他の民間業者に任せた方が、経費節減や効率的な管理運営につながる可能性があると考えられる。そこで、本施設については、指定管理とする必要性、相当性について、再度検討すべきである。</p> <p>(港営課)</p> | <p>検討を行った結果、本施設の指定業務内容は業務が多岐にわたり、各々の業務関連も深く、一括管理を行うことが効率的であるため、指定管理での管理運営を行うという結論に至った。</p> |